

厚木市緊急銃猟対応マニュアルの概要

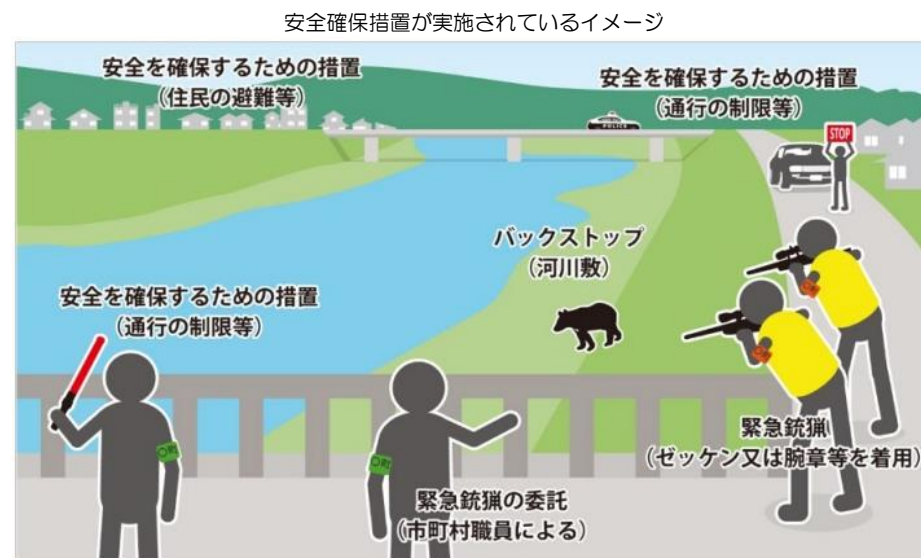
危険鳥獣が人の日常生活圏へ出没した際に迅速な対応を行うため、緊急銃猟実施の体制や一連の流れをまとめた「厚木市緊急銃猟対応マニュアル」を令和8年3月に策定しました。

○緊急銃猟とは

地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等について、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度です。

○緊急銃猟実施の条件

- ① 人の日常生活圏への侵入
- ② 人への危害を防止する措置が緊急に必要
- ③ 銃猟以外の方法では困難
- ④ 銃猟によって人の生命身体に危険が及ぶおそれがない

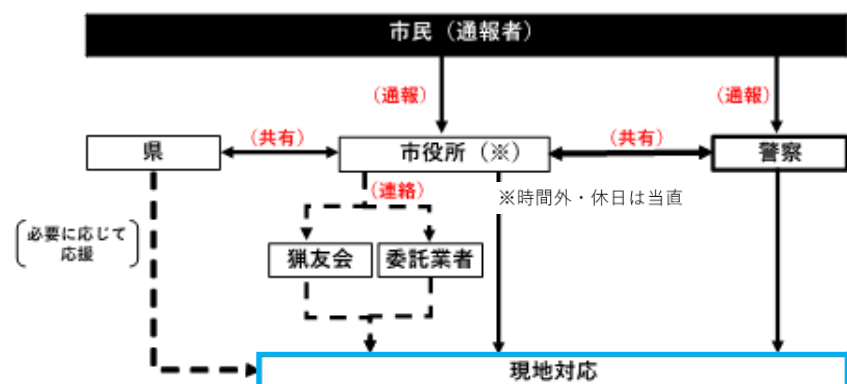


○皆様へのお願い

厚木市緊急銃猟対応マニュアルに基づき、関係機関等と連携し、安全かつ適切に緊急銃猟を実施します。緊急銃猟を行う際は、出没場所付近で避難誘導や通行禁止・制限措置を講じる場合があります。皆様の安心安全な生活を最優先に対応するため、ご理解とご協力をお願いします。

○厚木市における緊急銃猟対応フロー

市民の皆様、関係者からツキノワグマ、イノシシの出没情報を受け、県、警察、猟友会等に連絡、情報を共有し、現地において対応します。



★ 緊急銃猟を行う際は、出没場所付近で避難誘導や通行禁止・制限措置を講じる場合があります。安全のため、ご協力をお願いします。

